

『認定医制度と広告規制緩和への私案』

厚生労働省・日本歯科医師会への要望として

21世紀の医療保険制度(厚生省 現：厚生労働省案)によれば『かかりつけ医が専門医として地域住民から信頼を得ることができ、地域住民も医療機関の適切な選択が可能となるよう、専門分野などについて情報公開を推進する』さらに、『患者による医療機関の選択に資するものについては、できるだけ広告できることとする。また専門医について、認定基準の統一化、明瞭化を図った上で広告事項に追加する。』とある。

平成14年1月21日、2月6日開催の社会保障審議会医療部会は適切な医療サービスを受けるために、その専門分野を明示できるように広告規制を緩和するたたき台を提示した。同時に、保険者代表の連合、日経は連盟で広告規制のネガティブリスト化やカルテ・レセプト開示の法制化などを意見書の形で要望している。

患者にとってかかりつけ医の専門の診療内容を知ることは重要な情報にはなるが、大学病院・大病院など権威志向型のが国の場合、取り扱いによっては患者の専門化志向を煽る結果になるので、実施に当たっては慎重を期する。

特に、歯科においては専門医性の普及が低く、患者の認知がなされていないのが実情である。現在、日本歯科医学界傘下の16分科会のうち、診療領域分科会は11分科会あり、学会名をそのまま認定医の表示とすることは、患者に混乱を招く恐れがある。しかし、高度な専門知識と歯科医療の質的向上は国民の要請である。

現在、インターネット上で節度のない自由勝手な認定医の表示や誇大広告がなされ社会問題化しつつある。このまま放置すれば、日誌は勿論、歯科界に対する国民の信頼が失墜することは明白であるので日歯としても前向きに取り組む必要がある。

歯科医師の98%以上がプライマリ・ケア医(Generalist)であり、歯科医療の質的向上には日歯として制度化を進めていく必要があり、以上を踏まえ関連事項について日歯の考えを伺いたい。

◎設置目的

社会的背景を軸にした内容にする。

◎認定方法

審査は日本歯科医学会臨床系分科会がおこなう。

認定は、日医の様な日本歯科医歯会;日本歯科医学会、日本歯科医学会による3社協議会(実質的には日本歯科医師会)

将来はかかりつけ歯科医師の認定制に向けて考える

◎資格条件

日歯会員が前提(未入会員の解消に活用)(大学等の医局勤務医には準会員等の制度化)

日医の資格条件を参考

1. 認定は試験制度によること
2. 認定更新制度を実施すること
3. 卒業後の初期臨床研修を研修カリキュラムに組み入れること
4. 日本歯科医師会生涯教育制度との整合性を図ること

◎認定医の種類

日本歯科医学会認定の歯科臨床領域11分科会が基準であるが、整理統合する必要がある。

(将来は日歯主導によるかかりつけ歯科医会の設立を考える)

理由:

- ① 現状の分科会学会名で認定医としての表示は国民の認知度が低い。結果として制度目的に反し、混乱を招く恐れがある。
- ② 分科学会名を表示した場合、保存学会のように同学会認定医は充填学、歯内療法学、歯周病学の3つの資格を同時に修得することになり、歯周病学会などと整合性が取れない。

解決法:

整理統合

(例) 保存系歯科: 予防・歯内療法・歯周病・冠矯義歯補綴
咬合系歯科: 小児・矯正・歯冠修復・義歯補綴
口腔系歯科: 口腔外科・歯科放射線・歯科麻酔・病理
特殊歯科: TMJ・咀嚼嚥下・言語障害・インプラント

(将来) かかりつけ歯科: 学問的体型が前提